	平成２９年第７回霧島市農業委員会定例総会
日時	平成２９年７月３１日（月）
出席委員	１番　木野田　安　男　　２番　西　代　秀　子　　３番　藏　原　　勇 ４番　町　田　廣　志　　５番　元　吉　則　夫　　６番　中　丸　輝　男 ７番　下久保　久　己　　８番　迫　田　良　信　　９番　本　村　忠　一 １０番　東　鶴　昭　雄　　１１番　槐　島　睦　夫　　１２番　今　川　芳　信 １３番　森　田　勝　美　　１４番　松　下　さえ子　　１５番　東　福　健　治 １６番　杢　田　正　人　　１７番　間世田　　惠　　１８番　長　﨑　惠里子 １９番　濵　田　康　男　　２０番　厚　地　　覺　　２１番　宮　園　　稔 ２２番　田　尻　春　孝　　２３番　池　田　博　昭　　２４番　大　山　茂　美 ２５番　八重尾　直　亮　　２６番　今　吉　耕　己　　２７番　岩　元　広　幸 ２８番　上和田　明　人　　２９番　西　溜　丸　美　　３０番　重　廣　加代子 ３１番　田　代　一　友　　３２番　今　吉　藤　雄　　３３番　中　園　真　一 ３４番　前　島　広　紀　　３５番　谷　山　忠　憲　　３６番　笹　峯　久　雄 ３７番　中　村　和　志
事 務 局 振興グループ 農地グループ 振興グループ	局　　長　　内　田　　大　作 グループ長　　本　村　　浩　孝 グループ長　　池之上　　徳　幸 主　　査　　福　田　　智　和 主任主事　　山　下　　良　太 主任主事　　中　吉　　哲　平 主任主事　　江　藤　　俊　志 主　　査　　有　村　　大 主任主事　　長　友　　藍　子
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 １「農地利用変更届」について ２「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について ３「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について ４「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について ５「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について ６「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について ７「あっせん申出」について ８「農地法第３条第２項第５号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性」について ９「農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について

開会　午後３時００分

内田事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長 ）	皆さん、こんにちは。現在の出席委員は３７名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成２９年第７回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をさせます。事務局。
事務局	〔事務局より議案書の訂正について報告〕
議長（会長 ）	次に諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。
内田事務局長	それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。 〔７件について報告〕 以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。 農地法第１８条第６項等の規定について、農地法関係事務処理要領の第９の３の（３）の規定により、１３件通知があったことを報告します。また、時効取得通知４件が提出されております。以上で報告を終わります。
議長（会長）	諸般の報告、事務局報告が終わりました。それでは議事に入ります。

△　議案第１号　　「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第１号「農地利用変更届について」を議題といたします。 当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が１件提出されましたので、審議を求めます。 それでは、調査委員の意見報告をお願いします。１番を３番委員。
３番委員	１号１番を報告します。 申請地は春山自治公民館の西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は宅地、南は宅地、東は畑、西は畑である。利用変更目的は農業用施設２３６㎡を建設するものである。利用変更目的は現状のまま利用するものである。工事内容は周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員からの意見報告が終わりました。これより審議に入ります。この件について質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地利用変更届の１件については妥当であるという意見です。受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第１号「農地利用変更届について」は、受理することに決定いたしました。

△　議案第２号　　「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第２号「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づき、農用地利用集積計画（案）の所有権移転２件、利用権設定の６２件の計６４件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定６２件のうち４９件は、再設定及び認定農業者に係る案件でありますのでご承認いただくこととし、新規の１３件

	について審議を行います。それでは調査委員の意見報告を求めます。所有権移転の１番を１４番委員。
１４番委員	２号所有権移転の１番について報告いたします。 本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で申請地２筆合計＊＊＊円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成２９年７月１０日に提出されました。以下、譲受人が基盤強化法について所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告いたします。譲受人は、認定農業者であり、あっせん譲受人候補者名簿の国分地区＊＊番に記載されており、その経営面積も、あっせん基準の８０ａを超えている。農機具も完備しており、現在２５８，５８４㎡のすべてについて耕作している。また、農地所有適格法人として法人形態要件、事業要件、構成要件、役員要件を満たしており、申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転登記を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、２番を３０番委員。
３０番委員	２号所有権移転の２番について報告いたします。 本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で申請地１筆＊＊＊円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成２９年７月１０日に提出されました。なお、本件は譲受人である農地所有適格法人の社員が当該法人に利用権の設定等を行うため、例外的に受け手要件の適用が除外されるものであります。譲受人は、現在経営面積があっせん基準を満たさないが、借人の社員であり、本件の所有権移転完了後には、借人が譲受人から借り受ける予定です。また、利用権設定の国分の＊＊番にて同時申請がなされています。借人は、認定農業者であり、現在、２３６，７８６．４８㎡のすべてについて耕作している。また、農地所有適格法人として法人形態要件、事業要件、構成要件、役員要件を満たしており、農作業にも常時従事している。農機具も完備しており、申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は、利用権設定を受ける要件を備えているため、譲受人は、特例の適用により、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	利用権設定の１番及び９番を１２番委員。
１２番委員	２号利用権設定の１番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在３７，０４６㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。 続きまして９番を報告いたします。 借人は担い手農家であり、現在９，６９４㎡のすべてについて耕作している。専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１２番を６番委員。
６番委員	２号利用権設定の１２番を報告いたします。 借人は担い手農家であり、現在８，３８８㎡のすべてについて耕作している。専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

議長（会長）	次に１３番を２３番委員。
２３番委員	２号利用権設定の１３番を報告します。 借人は湧水町の認定農業者であり、現在１３，６８５㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。補足内容としまして、借人は賃借権を含めまして、国分の広瀬地区を中心に４町歩ほどのたばこを耕作している。以上です。
議長（会長）	次に２０番と２１番を１３番委員。
１３番委員	２号利用権設定の２０番と２１番は、借人が同一人のためまとめて報告します。 借人は、新規就農という申請であり現地調査の結果、起農計画書のとおり耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。 申請地を効率的に利用することができると認められる。また、農地所有適格法人以外の法人であるが、一般法人として農地を利用できる要件を満たしている。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。起農計画書は野菜でリーフレタス、ベビーリーフ。農作業は主に＊＊＊という方がされるということで、面会して調査致しました。以上です。
議長（会長）	次に２３番を２７番委員。
２７番委員	２号利用権設定の２３番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在１２，２８９㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に４２番と４３番を２１番委員。
２１番委員	２号利用権設定の４２番及び４３番は借人が同一人のため、まとめて報告します。 借人は担い手農家であり、現在２６，０９６㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に５４番と５５番を１６番委員。
１６番委員	２号利用権設定の５４番及び５５番は借人が同一人のため、まとめて報告します。 借人は新規就農という申請であり現地調査の結果、起農計画書のとおり耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に５６番を１４番委員。
１４番委員	２号利用権設定の５６番を報告します。 借人は担い手農家であり、現在７，７８９㎡すべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に６２番を１１番委員。
１１番委員	２号利用権設定の６２番を報告します。

	借人は、現在９，０４７㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。なお、農作業に常時従事する人数は４名ということです。以上です。
議長（会長）	ただいま、調査委員から意見報告が終わりました。補足・説明があれば発言を許可します。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	この件について質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農用地利用集積計画（案）については、農業経営基盤強化促進法第１８条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見です。これらについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第２号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」は、承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△　議案第３号　「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第３条の規定による許可申請の所有権移転１１件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。１番を３番委員。
３番委員	３号１番を報告します 申請地は春山自治公民館の西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は３名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は４７，８２１㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に２番を１６番委員。
１６番委員	３号２番を報告します 申請地は平山小学校の西に位置しており、現況は不耕作地でありますが、耕作可能であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は５，３４８㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に３番を３０番委員。
３０番委員	３号３番を報告します。 申請地は国分インターチェンジの北に位置しており、現況は田である。申請地には＊＊＊さんが平成３４年５月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出

	されている。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は２，９８６㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。補足説明として、経営面積が２，９８６㎡と耕作予定面積が２，９８６㎡と同じ面積ですが、＊＊＊さんと譲受人はご夫婦で今まで一緒に耕作されていたので耕作面積は変わりません。以上です。
議長（会長）	次に４番を３７番委員に代わり１１番委員。
１１番委員	３号４番を報告します。 申請地の有川＊＊＊番は溝辺総合支所の南に位置しており、字溝口は一部不耕作地である。 字梨木は下有川切門自治公民館の北に位置し、田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は４，７７３㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に５番を７番委員。
７番委員	３号５番を報告します。 申請地は宮久自治公民館の北に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具はリースするとのこと。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は３，３００㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に６番を２６番委員。
２６番委員	３号６番を報告します。 申請地の田については、石峯自治公民館の南に位置しており、畑については石峰自治公民館の南に位置しており、現況は田と畑である。申請地の麓＊＊＊番については、＊＊＊さんが平成２９年８月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって合意解約通知が提出されている。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１５，６７２㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に７番を１４番委員。
１４番委員	３号７番を報告します。 申請地は下小鹿野公民館の北東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は３名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事

	すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１７，６０６㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に８番を１７番委員。
１７番委員	３号８番を報告します。 申請地は持松４区公民館の東に位置しており、現況は不耕作地である。１年程耕作されておりませんでしたが、耕作可能と思われる。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は６，５７０㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に９番を１番委員。
１番委員	３号９番を報告します。 申請地は大窪自治公民館の南に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は９，８３１㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に１０番を１６番委員。
１６番委員	３号１０番を報告します。 申請地は大屋敷公民館の北西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具はリースする予定とのことです。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は３，１９７㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に１１番を４番委員。
４番委員	３号１１番を報告します。 申請地は市営内山田団地の南に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は３名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１３，０７２㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ただいまの報告についてについて質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請１１件は、農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可相当という意見です。これらについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔賛成多数〕
議長（会長）	賛成多数であります。よって、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたします。

△ 議案第４号　「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第４号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農振除外１件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。農振除外の１番を１８番委員。
１８番委員	４号農振除外１番を報告します。 申請地は六村公民館の北西に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北と南と東は山林、西は畑である。除外目的は山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に１辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は２種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足説明があれば発言を許可します。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ただいまの報告について質疑・討論はありますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農業振興地域整備計画の一部変更の農振除外１件についてはやむを得ないという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます
	〔賛成多数〕
議長（会長）	賛成多数であります。よって、議案第４号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」は農振除外１件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△　議案第５号　　「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第４条の規定による許可申請７件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。事前に現地調査が行われておりますので、議案書記載順に調査委

	員の意見報告を求めます。１番を１８番委員。
１８番委員	５号１番について報告します。 申請地は上之段地区公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また、資金証明と融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は牛舎を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，０３５㎡であり、牛舎を建設するには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は牛舎、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２番を１５番委員。
１５番委員	５号２番を報告します。 申請地は鹿児島空港の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場３６台分にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，８６６㎡であり駐車場にするには相当な面積であると思われる。申請地の東と西は道路、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に３番を１３番委員。
１３番委員	５号３番を報告します。 申請地は鹿児島空港の北に位置し、現況は牛舎、ロール置場、倉庫、堆肥舎、駐車場である。 なお、平成２２年２月頃、建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達についてはすでに実現しているため不要。法定小作人なし。転用目的は牛舎、ロール置場、倉庫、堆肥舎、駐車場にするものであり、すでに実現している。計画面積は２，１６２㎡であり、牛舎、ロール置場、倉庫、堆肥舎、駐車場にするには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は畑と道路、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に４番を３６番委員。
３６番委員	５号４番を報告します。 申請地は別府公民館の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，４９４㎡であり、申請地すべてにくぬぎ２００本を植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は墓地、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

議長（会長）	次に５番を１０番委員。
１０番委員	５号５番を報告します。 申請地は柿ノ木集落センターの北に位置し、現況は山林である。なお、平成１０年頃植林してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、すでに植林済である。計画面積は８４９㎡であり、申請地にすべて植林されている。申請地の東は畑、西は山林、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に６番を１４番委員。
１４番委員	５号６番を報告します。 申請地は＊＊＊の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ない。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は８１２㎡であり駐車場にするには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に７番を２４番委員。
２４番委員	５号７番を報告します。 申請地は国師公民館の南に位置し、現況は山林である。なお、平成２９年５月頃植林してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については植林済みのため不要。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３，３９８㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は不耕作地の竹林、西は川、南は川、北は国道である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告がありました。補足の説明はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ただいまの報告ににについて質疑・討論はありませんか。４番委員。
４番委員	６番について事務局にお尋ねします。宗教法人である＊＊＊が田んぼとして所得している経緯を教えてもらいたい。遺贈の中で取得されたのか、それしか考えられないと思うのですが、３条申請では取得できないのでしょうか。分かる範囲で説明をお願いします。
議長（会長）	事務局。
事務局（中吉主任主事）	＊＊＊さんが登記で見れば昭和４６年３月１日付で＊＊＊さんに移っております。この時の原因が寄付ということで＊＊＊さんに名義が変わっています。事務局でも宗教法人が持てるか持てないかを確認をして＊＊＊としては３条の申請は出来ないと確認してるいのですが、昭和４６年の許可の履歴の確認が取れないので詳細なことはわかりませんでした。登記で見る限りは寄付という事で名義は移っています。なので、なんらかの転用の可能性を取られた可能性も

	ありますし、その当時何らかの方法で移せた可能性があったのかもしれませんが、そこはもう推測でしか言えないです。登記は昭和４６年に変わっています。
議長（会長）	４番委員。
４番委員	８４９㎡の１筆の田んぼではないかと思いますが、全体が昭和４６年度に登記が移動しているのですか。
議長（会長）	事務局。
事務局（山下主任主事）	こちらに登記簿を持っているのですが、土地の履歴といたしましては、今の申請地＊＊＊番は昭和４５年に分筆をされております。枝番で言いますと、＊＊＊番、現在の申請地となります。これと＊＊＊番に分筆で８３２㎡当時されております。この後に事務局の中吉が申しました通り、昭和４６年３月１日に寄付で＊＊＊さんに登記簿が移っていることが読み取れます。その後に国土調査が昭和５０年にありまして、面積が今の８１２㎡となることが登記簿から分かる内容です。以上です。
議長（会長）	４番委員。
４番委員	駐車場としての用途変更としては何も問題ないと思いますが、今後の勉強と致しまして、宗教法人は３条申請で取得できないということをみなさん、認識して頂ければ良いかと思います。以上です。
議長（会長）	他に質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第４条の規定による許可申請の７件は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。
	〔賛成多数〕
議長（会長）	賛成多数であります。よって、議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可するということに決定しました。つきましては、８月４日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△　議案第６号　「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第５条の規定による許可申請２８件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。１番を１８番委員。
１８番委員	６号１番を報告します。 申請地は道場口自治会館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅４棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，１５０㎡であり、建売住宅４棟を建築するには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は道路、南は宅地と田、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	２番及び３番を１２番委員。

１２番委員	６号２番と３番を続けて報告します。 申請地はイオン霧島店の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３１７㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は畑と残地、西は道路、南は畑と残地、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号３番を報告します。 申請地は天降川小学校の北東に位置し、現況は不耕作地と荒地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲３区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，０２４㎡であり、宅地分譲３区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第１種住居地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地、北は宅地と畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	４番及び５番を２３番委員。
２３番委員	６号４番と５番を続けて報告します。 申請地は市営福島第１団地の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また、資金証明と融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３５０㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号５番について報告します。 申請地は福島地区コミュニティー供用施設の西に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３３１㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は畑、南は駐車場、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	６番及び７番を１６番委員。
１６番委員	６号６番を報告します。 申請地は国分西小学校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続

	しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３５２㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号７番を報告します。 申請地は国分湊自治公民館の西に位置し、現況は雑種地である。なお、平成１４年４月頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、すでに実行済みである。計画面積は３７１㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は雑種地、南は水路、北は走路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に８番から１１番までを１７番委員
１７番委員	６号８番から１１番を続けて報告します。 申請地は川内地区コミュニティセンターの東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は９５９㎡であり、貸駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は不耕作地、南は道路、北は河川と道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号９番を報告します。 申請地は内野々公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３４２㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西と南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号１０番を報告します。 申請地は敷根公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，３６８㎡であり、貸資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。

	申請地の東は水路、西は宅地、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号１１番を報告します。 申請地は国分南小学校の南に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅３棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，０００㎡であり、建売住宅３棟に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地と田、西は不耕作地、南は道路、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	１２番を３０番委員。
３０番委員	６号１２番を報告します。 申請地は国分インターの北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、申請地からおおむね３００m以内に高速インターチェンジ出入口があるため、３種農地の３００m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅５棟と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，４５２㎡であり、建売住宅５棟と通路を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東と西は水路、南は畑、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１３番から１６番を１３番委員。
１３番委員	６号１３番を報告します。 申請地は陵北公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は５４１㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるが、超過面積の理由書は添付されているため妥当と思われる。都市計画の用途が定められた第１種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の南は道路で他はすべて畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号１４番を報告します。 申請地は中野公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。 転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４８２㎡であり、１０ｔトラック２台、軽自動車２台分の駐車場にするためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は道路、北は畑である。隣接地につ

	いては被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号１５番を報告します。 申請地は溝辺総合支所の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地拡張にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３６４㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるが、超過面積の理由書は添付されているため妥当と思われる。また、隣接地宅地の７９０．１３㎡を一体利用するもので、全体計画面積は１，１５４．１３㎡である。申請地の東は道路と畑、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号１６番を報告します。 申請地は極楽公民館の北東に位置し、現況は宅地である。なお、年月日不詳で車庫を建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要。法定小作人なし。転用目的は宅地拡張（車庫）を建設するものであり、すでに実現している。計画面積は１７４㎡であり、農家住宅はおおむね１，０００㎡であり、超過面積の理由書は添付されているため妥当と思われる。また、隣接地宅地の１，４６２．７５㎡を一体利用するもので、全体計画面積は１，６３６．７５㎡である。申請地の東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１７番を２６番委員。
２６番委員	６号１７番を報告します。 申請地は陵南中学校の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は５００㎡であるが、区画整理区域内仮換地で実測面積は３５１．３１㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１８番から２１番までを１５番委員。
１５番委員	６号１８番から２１番を続けて報告します。 申請地は中野公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２０２㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は５条許可地、西は宅地、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載し

	てある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 続いて６号１９番を報告します。 申請地は内野々地区集落センターの北に位置し、現況は茶工場である。なお、平成２年３月頃、茶工場を建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要である。法定小作人なし。転用目的は製茶工場を建設するものであり、既に実現している。計画面積は５４７㎡であり、製茶工場を建設するには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は宅地、南は宅地、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 続いて６号２０番を報告します。 申請地は牧園町総合体育館の北に位置し、現況は荒地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２，８８１㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は山林、南は道路、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 続いて６号２１番を報告します。 申請地は向田自治公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は牧草置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，１０３㎡であり、牧草置場にするには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は道路、南は田、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２２番及び２３番を２番委員。
２番委員	６号２２番と２３番を続けて報告します。 申請地は住吉運動公園の南に位置し、現況は雑種地であり、経緯書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は９９６㎡であり、宅地分譲４区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第１種低層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は道路と残地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 続いて６号２３番を報告します。 申請地は富隈地区公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証

	明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３０２㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地と畑、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２４番を３７番委員に代わり１１番委員。
１１番委員	６号２４番を報告します。 申請地は中須西公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３０１㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた準住居地域内であるため妥当と思われる。申請地の東、西は田、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２５番を１４番委員。
１４番委員	６号２５番を報告します。 申請地は剣之宇都公民館の西に位置し、現況は田と不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅９棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２，６４５．０６㎡であり、建売住宅９棟を建築するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は田と宅地、南は道路、北は田と宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２６番を３７番委員に代わり１１番委員。
１１番委員	６号２６番を報告します。 申請地は姫城温泉東公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２２５㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２７番を１８番委員。
１８番委員	６号２７番を報告します。 申請地は割子田公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自

	己資金と融資であるため問題ないと思われる。また、資金証明と融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４，４３４㎡であり、総発電力１４８．８Ｋｗ、太陽光パネル４８０枚を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林と畑、西は山林と道路、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２８番を２５番委員。
２５番委員	６号２８番を報告します。 申請地は比曽木野自治公民館の北東に位置し、現況は山林である。なお、平成２２年３月頃、植林してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については植林済みのため不要です。法定小作人なし。転用目的は、山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，４５５㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は不耕作地、南は不耕作地、北は道路である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため、支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第５条の規定による許可申請の２８件は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可ということに決定いたしました。 つきましては８月４日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△　議案第７号　「あっせん申出」について

議長（会長）	次に、議案第７号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施手続規定によるあっせん申し出の貸付希望３件、売渡希望３件、借受希望１件の計７件が提出されましたので、審議を求めます。調査委員の報告をお願いします。貸付希望の１番を１２番委員。
１２番委員	この土地は国分のこがのもり公園の西の方に位置しますが、２回程排水について確認をしましたが、見つけることが出来ませんでした。再度確認をして、いずれにしろ耕作される方がおられたらあっせんを行いたいと思います。以上です。
議長（会長）	次に売渡希望の２番を１６番委員。
１６番委員	申請地は国分南郵便局の南にあります。２筆で５００㎡と少しと面積が小さいですので、基盤強化法にはのせられないかと思いますが、あっせんを行いたいと思います。以上です。
議長（会長）	貸付希望の３番を２７番委員。

２７番委員	この申請地は昨年までは耕作されています。今年からあっせんを希望された土地です。時期的にも今からでは厳しいですので、来年の田植え前にはあっせんが出来るように保全管理はしっかりするよう本人にも伝え、あっせんを受けたいと思います。以上です。
議長（会長）	売渡希望の４番を１番委員。
１番委員	この土地は畑としては良い場所ではありますが、売渡希望価格が３００万円とかなり高い金額であります。あっせんを受けまして、本人と金額的なことを相談したいと思います。以上です。
議長（会長）	売渡希望の５番を３１番委員。
３１番委員	この申請地は２面道路の角地の三角地になっておりまして、耕作をされておりましたので、希望価格が少し高めかなと思いましたので、本人とも相談をして、あっせんを受けたいと思います。以上です。
議長（会長）	貸付希望の６番を２８番委員。
２８番委員	この土地は現況が不耕作地でありまして、通路が軽トラックがようやく通る感じで、大型機械の通行は少し難しいようです。現地を見て、近くの方にもご相談したのですが、なかなか小さな集落であって、耕作するのは難しいと聞きました。農用地農振地域内でもありますが、なかなか難しいとは思いますが、努力はしたいと思います。以上です。
議長（会長）	借受希望の１番を３０番委員。
３０番委員	申請人は牧之原方面でかんしょを５ヘクタール程作っておられる方で、現在やっかいな雑草に悩まされていて、今度は海岸の近くで耕作をしてみたいというお話でした。申請人に敷根方面に広い畑がないことをお話ししたところ、本人も分かっていますとのことでした。無理しなくても良い、気長に耕作出来る土地を待っているとの事でした。１１番委員に相談したところ、一緒にあっせんを受けていただけるとのことでしたので、あっせんを受けたいと思います。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。あっせん申出の貸付希望３件、借受希望３件、借受希望１件の計７件について、あっせんを行うことに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第７号「あっせん申出について」は、あっせんを行うことに決定いたしました。それでは、あっせん委員を指名いたします。貸付希望の１番を１２番委員と６番委員に、売渡希望の２番を１６番委員と３０番委員に、貸付希望の３番を２７番委員と１３番委員に、売渡希望の４番を１番委員と３３番委員に、５番を３１番委員と１番委員に、貸付希望の６番を２８番委員と４番委員に、借受希望の１番を３０番委員と１１番委員。 以上のとおりあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。

△　議案第８号　「農地法第３条第２項第５号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性」について

議長（会長）	次に、議案第８号「農地法第３条第２項第５号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第３条の規定による経営面積の下限面積の設定又は修正の必要性について審議を求めます。事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 池之上グループ長	事務局の検討の結果、現行の下限面積は２０アールとし、修正は行わないものとする検討結果でございました。以上です。

議長（会長）	事務局の説明が終わりました。事務局の説明は「農地法施行規則第１７条第３項により、２０ａ未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供にしている者の総数のおおむね百分の四十を下らないため、これまでどおり下限面積２０アールのまま据え置きたい。」との考えでありますが、これについて質疑・ご意見はありませんか。
	〔質疑なしの声〕
議長（会長）	質疑なしとの事ですが、下限面積につきましては、これまでどおり２０アールに据え置くことにご異議ありませんか。
	〔異議なしの声〕
議長（会長）	ご異議なしと認めます。よって、議案第８号「農地法第３条第２項第５号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について」は、２０アールのまま据え置くことに決定いたしました。

△　議案第９号　「農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について

議長（会長）	次に、議案第９号「農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について」を議題といたします。農地法第３０条第１項の規定に基づき、農地の利用状況調査の結果に伴う、農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、当委員会での審議を求めます。調査委員の説明を求めます。９番委員。
９番委員	本農地は、平成２３年８月１日付けで非農地と判断され、同年１２月定例総会で農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないと決定がなされています。本農地は、６月に農地台帳登載申請が出されたことから、農地法第３０条第１項の規定に基づく農地の利用状況調査の結果、農地への復元がなされ、耕作し得る状態であることを確認いたしました。よって、本議案の畑１筆、面積７，７１５㎡につきましては、農地法第２条第１項に規定する農地に該当すると判断いたしました。以上で説明を終わります。
議長（会長）	ただいま、調査委員からの説明が終わりました。補足説明があれば許可します。５番委員。
５番委員	この地番は、中山間地域の区域に３年前から入っているのではないですか。どうでしょうか。説明をお願いします。
議長（会長）	事務局。
事務局 山下主任主事	まだ、確認はしていないですが、農地台帳登載申請は元々農政畜産課から確認ということで事務局の方に回ってきたところですが、主務課である農政畜産課から問い合わせを受けましたので、入っていないのではないのかなと思います。以上です。
議長（会長）	５番委員。
５番委員	先週、説明会があったときに＊＊＊さんは亡くなっているので、息子さんが中山間地域の区域には入りたくなかったようです。その辺りをもう一度調査をして頂きたいと思います。
議長（会長）	事務局。
事務局 山下主任主事	農政畜産課にもう一度確認を取りたいと思います。
議長（会長）	５番委員には、後日確認をして返答したいと思います。他に質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの判断については、農地に該当するとの判断です。賛成の方は挙手をお願いします。

	〔多数挙手〕
議長（会長）	賛成多数であります。よって、議案第９号「農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について」は、農地とすることに決定いたしました。以上で、平成２９年第７回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に「その他」はありませんか。２１番委員。
２１番委員	あっせんの借受の場合、年齢の記載をしてもらえないでしょうか。
議長（会長）	議案書の６６ページ。事務局。
事務局 江藤主任主事	ご意見を頂きましたので、今後は記載していく方向で考えていきたいと思います。
議長（会長）	２１番委員。
２１番委員	分かりました。
議長（会長）	他にありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで平成２９年第７回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。
内田事務局長	姿勢を正して下さい。一同、礼。

「閉　会　　午後　４時４０分」

番

番

番